

マシテ、決シテ消費者ノ方ヂモソレニ
依ツテ胡魔化サレ居ルトカ儲カツテ
居ルトカ云フコトデ比較的我慢シ易イ間
レバト云フコトデ比較的我慢シ易イ間
題ガ生ジテ來ルト思フ、是ガ今日ノヤ
ウニ米ガ非常ニ不足シテ居ナイ場合ニ
於キマシテハ別デアリマスガ、大抵
營團ノ或ル程度ノコトハ泣難入リシ
テ、而モ營團デハ二合一匁デハナイカ
ト言ハレルコトニ依ツテは泣難リニ
ナル性質ノモノデアル、之ヲヤハリ斤
量デアルカラト云フコトデ強ク消費者
ガ主張出來ナイ狀態ニ置キナガラ、而
モ議會ニ於テサウ云フ答辯ヲサレルト
云フコトハ尙ホソレヲ裏付ケルコトニ
ナル、非常ニ是ハ私ハ重大ナコトデア
ルト思フ、消費者ガ二合一匁ガ二百九
十七「グラム」デナイト云フコトヲ意識
シテ居ルナラ別デアル二百九十七「グラ
ム」二合一匁、是ガサウスルナラト
考ヘラレテ居ル、二合一匁二百九十七
「グラム」トチラデモ同ジタト云フヤウ
ニ、一般ニ消費者ガ認識サレテ居ルノ
デアリマスカラ、私ハ此ノ是正ヲ希望
致スノアリマス、是ハヤハリ大臣ガ居
誤リデアルナラ誤リデアルト云フヤウ
ニ、事務當局ハ普通世間デ言ハレテ居
ル爲ニサウ云フ答辯ヲサレタノデアリ
ルケレドモ、ヤハリ二百九十七「グラ
ム」ヲ容量ニスレバ二合一匁以上入
ルノデアル、斯ウ云フ風ニ答辯ヲ變
テ戴クコトヲ希望致スモノデアリマ
ス、更ニ二合三匁ガ三百三十九「グラ
ム」ヲ容量ニスレバ二合一匁以上入
ルノデアル、斯ウ云フ風ニ答辯ヲ變
テ戴クコトヲ希望致スモノデアリマ
スガ、私ハ二合三匁ハ普通ノ計算デア

百三十三「グラム」ナケレバナラヌ、斯
ウ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレハ計
算上當然サウナルモノデアリマスケレ
モ、最後ノ三「グラム」程度ノモノ
ハ、配給其ノ他ノ點ニ付テドウ云^フ計
算ヲサレテ居ルカ、恐ク損耗率ヲ見
ラレルトカ、或ハ計算上最後カ切ラ
タモノデアル、是ハ是し以上ハ鰐レマ
セヌ、併シナガラ相當處中ニ於ケル營
團ノ横流シノ材料ニナツテ居ルト思フ
ノデアリマス、ソレカラモツ一黠ニ
付テ御尋ニシタノデスガ、簡単デ宜
シウゴザイマスケレドモ、米ノ横流シ
デ破略方面ニ於ケル經濟事犯トシテ、最
近各沿線ニ於キマシテ之ノ取締リ、處
分シテ居リマスガ、此ノ處分ガ全部營
團ニ引渡サルベキモノデアルニ拘ラズ
ニ、全國ノ經濟警察カラ營團ニ一年間
於テドレダケ引渡サレタカ、サウ云
フ數字ヲ御持チニナリマシタナラバ御
發表ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ
ズ、是ハ秋田縣ノ例デアリマスカ、營團
ハ營團ニ引渡シタ言ソケレドモ、營
團ノ臺帳ニハ載ツテ居ナイモノガアリ
マス、是等ニ對シテノ當局ノ見解ヲ
ヒタインノデアリマス

ツタノデアル、併シ營團ト云フモノハ一定ノ數ト云フモノヲ受ケマシテ、數
量ト云フモノハ決マツテ居ルガ、是ガ
餘分ニ入ツテ居ル、下ノ程度餘分ニ
一定ノ割合量以上ニ營團ニ渡サレタ
カ、横流シノ數量ガドノ位アルカト云
コトガ明確ニナリマセヌト、恐ラク
理給計畫が出来ナイト思ヒマスガ、即
瞭ニ分ノナクアモ差支ヘナイト云フ
ヘデアリマスカ、或ハ今手持チガナイ
斯ウ云フ意味ノ御答聲デアリマスカ
○並川政府委員　只今サウ云フ數字ハ
手持チヲシカ居フナイト云フコトデアリ
リマス、尙ホ營團ニ渡シマスル米ノ數
量ト云フモノハ、毎月ドノ程度ノ消費量
者ガアルカト云フコトハ中々正確ニ分
手持チヲシカ居フナイト云フコトデアリ
リマセヌ、殊ニ農家ニ對スル配給ノ如
キ八月ニ依ツテドンヽ(變ツテ參ル
サウ云フ點デ正確ナ消費者ノ數量ト云
フモノハハツキリ分リマセス、多少サ
ウ云フモノガ中へ入ツテ居リマシニナリ
モ、ソレガ非常ナ大キナ數量ニナリマ
スルト、操作ノ上ニ於キマシテ相當
シナケレバナラナイト思ヒマスガ、
全體ノ數量ノ數字カラ申シマスルト、
ソレ程大キナモノデハナイ、斯ウ云フ
ヤウニ考ヘテ居リマス、操作ノ點ニ付
キマシテハ、サウ云フモノノ將來ハ十
分考慮シテ行キタイト思ヒマス
○川俣委員　是ハ供出ト横流シノ米ト
ノ兩方カ、政府ノ管理ニ屬スル米トナ
ルト思ゾノデアリマス、供出サレテ政
府管理ニナリ、横流シヲ沒收シタモ
ノ、是ガ政府ノ管理ニナルモノニアリ
マス、隨フ沒收サレマシタ米ガ、管
理ニナシテ居ルカナラナイカト云フコト
ヲ私ハ大體御尋不シテ居ル、最近東北
ノ沿線ニ於キマシテ日三百俵以上出た
ト云フ報告ヲ受ケテ居ル、隨テ百俵以

合二勺ヲ二合三勺ニスルノゾハナタ、
二百九十七「グラム」ヲ三百三十「グラム」ニ上ダルコトガ因難ト云フ風ニ
御考ヘ顧ヒタ、斯ワ云フコトナゾアリマス、今年ハ米ノ質ガ低下致シマ
シテ——質ガ低下致スト云フヨリモ寧ロ粳米ト云ヒマスカ、斤量ガナイ爲ニ
六十「キロ」ガ一割ノ増量ニナリマシテ、四斗四升入ルノデアリマス、平均四斗
四升入ラナケレバ六十「キロ」ガ切レル
譯デアリマスカラ、増量ニナツテ居ル、隨テ増量ノ建前カラ見マスト、二百九十七「グラム」ハ二合一勺ヲナク、
二合三勺ニナルト私共ハ解釋致スノゾ
アリマス、是ハ御計リニナレバ分ル、
二百九十七「グラム」ヲ妥當ノモノト致
シマシテ、ソレヲ斤量ニ計リマシテ折
目ニ計リマスト、少クモ二合三勺アル、
ノガ困難ト云ノゾハナタ、二百九十七「グラム」ヲ三百三十「グラム」ニ上ダル
ノガ困難アル、斯ワ云フ風ニ考ヘ
ル事務當局ノ考ヘノ方ガ正シイト思ヒ
マス、若シ大臣ノヤウニ考ヘラレマス
ト、最近ノヤウニ營國ガ消費者ニ渡ス
場合ニ、斤量ノ減少ヲ懼ヘマスト、内
容ガ二合一勺アルカラ宜イヂヤナイイ
カ、二合一勺ガ糞當テラレタ米ニア
ル、二百九十七「グラム」ナタトモ、二
合一勺渡セバ宜イト云アコトデ渡サレ
テ居ル、隨テ消費者ハ二合一勺ヲ以テ
満足シナケレバナラナイ狀態アル、
二百九十七「グラム」ヲ強調サレルコト
ニ依ツテ二百九十七「グラム」ヲ割コトテ
モ宜イトイ云フ感ジ一般社會ニ與ヘル
コトハ、影響ガ大キイカラ之ヲ御訂正
ニナツテハ如何カ、斯ワ云フコトヲ申
述べテ居ルノゾアリマス、此ノ點ニ對
スル御見解ハ如何デアリマスカ

○紅露政府委員 御答へ致シマスガ、
今御述ベニナリマシタコトハ、結局結
論カラ見マスト同ジコトニナルデヤナ
イカト云フ風ニ考ヘラレルノザアリマ
ス、ト申シマス所以ノモノハ、大臣ハ
普通一般ニ分リ易イヤウニ、二合一勺
トカ、二合三勺ト云フ言葉ヲ用ヒラレ
タト思ヒマス、事務當局ハ「グラム」デ
行ク、詰リ、斤量デ行ク、斯ウ云フ風
ナソコニ行違ヒガアツタト思ヒマス、
大臣ノ答辯ニ於キマシテ、先程申上ゲ
マシタ普通一般ニ分リ易イ二合一勺、
二合三勺ト云フ言葉ヲ用ヒテ居リマス
ケレドモ、併シ別ニ斤量デ行クコトヲ
否定シテ居ル譯デハナイト思ヒマス、
ソレデ結論ニ於キマシテハ、事務當局
ガ御答辯申上ダタコト同ジニナルデ
ヤナイカ、斯様ニ考ヘテ居リマス
○川俣委員 ソレハ計算ガ必ズシモ間
連ヒダト云フ風ニ、其ノ點ダケヲ申上
ゲルノデハナイ、與ヘル影響ハ二合一
勺ハ二百九十七「グラム」此ノ印象ヲ
世間ニ與ヘテ居ル、是ガ營團ニモ與
ヘ、消費者ニモ與ヘマスト、「二合一勺
デモ宜シイ、二百九十七「グラム」デモ
宜シト云フ影響ヲ與ヘルコトヲ惧レ
テ居ル、「二百九十七「グラム」六時ニハ二
合三勺入ルモノデアル、斯ワ云フコト
ガ明カニナリサヘスレバ、私ノ質問ハ
解消スル譯デアリマス、「二合一勺ハ二
百九十七「グラム」デナイ、「二合三勺ハ
三百三十「グラム」デナイ、三百三十
「グラム」ハ二合五勺ニモナル、二合六
勺ニモナル、斯ワ云フ風ナ御見解ガ明
カニナリサヘスレバ結構ナノデアリマ

勾ノ問題ハ通例ノ場合ニ於キマシテハ
二合一匁ハ三百九十七「グラム」ニナリ
マスノデ、此ノ通例ノ又一般ニ使ヒ副
ラサレテ居リマス容量制度以テ表現セ
テレタノデアリマスガ、其ノ實體ハ申
スマデモナク從量制度ヲ以テ動イテ居
ルノデアリマス、隨テ二合一匁ヨリ二
合三匁ニ戻スト云フコトハ、結局一割
復元、即チ三百三十「グラム」ニ戻スコ
トトナリ、現在ノ情勢ハ困難デアル
向ヲ申シタノデアリマス、尙ホ本年ノ
如キ凶作ノ場合ニハ同ジ二百九十七
「グラム」デモ場所ニ依リ或ハ種類ニ依
リ川侯委員御質問ノ如ク容量トシテ
ハ、若干増加スルコトハ御話ノ如クア
リ得ルト思ヒマス、尙ホ此ノ容量ト重
量トノ相違ニ依リ、其ノ間ニ若シ配給
業者ノ不正行爲等ガアリマストスルナ
ラバ、當然政府トシテハ十分取締ルコ
トト致シタイト思ヒマス

二合一勾、二百九十七「グラム」ト云フ
考ヘデ致シマスレバ、今後六十「キロ」
建ト云フモハ非常ニ困難ニナタテ多
ルト思ヒマス、生産者ニ興ヘル影響ガ
非常ニ大キイト思フ、消費者ニ興ヘル
影響ガ非常ニ大キイ、勢メテ二百九十
七「グラム」は今年ノ如キハ二合三
勾ニモ二合四勾ニモナリ得ルノダト云
フコトヲ強ク政府ニ於テ表現セラレル
コトガ必要デアルト云フコトヲ由述ベ
マシテ、私ハ此ノ點ニ付テ此ノ程度デ
打切りマス
唯モウ一點供出ニ終ソデ意見ヲ述べ
テ置キタイノデスガ、政府ガ農民カラ
供出サセルコトハ非常ニ困難ナ情勢ニ
ナツテ参リマシタノデ、所ニ依ソテハ
供出ノーツノ便法ト致シマシテ村ニ自
治管理ラスル、集團的ニ村ニ集マルト
云フ運動ガ行ハレテ居リマス、私ハ是
ヘニナツテ居ルヤウデアリマスケレド
モ、村ニ集團的ニ多數ノ米ガ管理サレ
直接自分ノ手許ニ政府米ト云フ名前デ自
治管理シナケレバ、不安ダト云フ風ニ御考
ヘニナツテ居ルヤウデアリマスノデ、村
ニ積ンデアルカラ非常ニ不安デアル、
政府米トシテ管理シナケレバナラナイ
ト云フ意味ニ於キマシテ、部落ニ積ム
コトヲ懲憤サレタ方ガ適當デヤナイカ
ト云フコトヲ考ヘマスカラ、此ノ點ヲ
申上ダマシテ私ノ質問ヲ打切りマス
○川崎委員長 是ニテ質疑ハ保留ノ分
マデ加ヘラ全部完了致シマシタ、是ヨ
リ農業園地法中改正法律案、水産業園
地法中改正法律案、戰時森林資源造成

○川俣委員 私ハ農業團體法ニ付テ條正案ヲ提出致シタイト思ヒマス、委員長ノ手許へ一ツ出シマス——本委員會ニ付託サレマシタ農業團體法ニ付テ討論ヲ致シタイト思ヒマス、農業團體法ハ改正ヲ企圖サレタノデアリマスガ、此ノ改正ハ戰爭前ニ大體戻ルト云フコトガ建設ニナツテ居ルノデアリマシテ、終戰後ノ日本ノ情勢ニ合ハシテ改正サレタモノト云フヤウナ積極的ナモノハ見受ケラレナイノデアリマス、戰爭前ノ狀態ニ戻スト云フノガ大體ノ狙ヒデアリマシテ、今後獨立性ヲ失ツタ日本ガ世界ノ一國トシテ獨立ヲ取戻ス爲ノ積極性ヲ持ツタ農業ヲ營マナケレバナラヌ日本ニ取リマシテ、斯カル團體法ノ改正ヲ以テシテハ不充分ダト考ヘルノデアリマス、根本カラ申シマスナラバ、是ハ農業法ト云フヤウナモノノ中ニ、農地調整法或ハ今日盛ラレタヤウナ改正、或ハモット進ンダモノガ統合サレマシテ、將來ノ日本ヲ擔ソヤウナ積極的ナ農業ニ對スル方途ガ現ハレテ來ナケレバナラヌト思フノデアリマス、併シナガラ短期間ノ議會ニ提案ナル、モノト致シマシテハ、糾漏ヲ免レナカツタトハ言ヒナガラ、猶ヒア明カリシナケレバナラナカツタモノト思フガ非常ニ強イノデアリマス、隨て此ノ農業團體ノ民主化、或ハ一般ノ農民力ヲ今日ノ農業會ノ解散或ハ解體、要望解散或ハ解體、此ノ課ニ幾分デモ沿ハナケレバナラヌモノト考ヘルノデアリ

マス、隨て此ノ意味ニ於キマシテ、今
日ノ農業會方地主ヲ中心ニシテ運営サ
レマシタモノヲ、耕作農民、勤労農民
ヲ中心ニ變ヘテ行カウトスルコトガ、
其ノ趣旨ノ第一點アリマス

第二點ハ、各團體ノ監事ト云フモノ
會計ノ監査トシ、其、監事、云フモ

ノハ相當重要ニ 取扱ハレテ居リマシ
会話元監査アル其ノ監事ニ云フモ

テ、一般ニ最高ノ選舉方法、或ハ選任

ノ方法ヲ採シテ居ルノチアリマスガ、
本法案ニ於テ感ラレテ居リマスル點

ハ、理事ハ選舉デアルガ、監事ハ選任

デアルト云フ風ニ、監事ノ取扱ヲ一段
下ダテ居レ、之ヲ同等ニ、監事及ニ

事ハ同等ナ地位ニ於テ、選舉サルベキ

モノト云フ主張ヲ盛ツタ修正案ヲ提出

スルシタ次第アリマス 銀文不思議

第十四條第一項第二號及比第三號ヲ

削ル、第十五條第一項第一號ヲ左ノ如

一、其ノ地區内ニ於テ農業ニ從事ス

ル者ノ福利増進ニ關係アル者ニシテ當
度農業會ニ於テ適當ト認ムニレモノ

第二十八條ヲ「市町村農業會ノ理事

及監事ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員ノ

中ヨリ會員之ヲ選挙ノ市町村農業會ノ
理事又ハ監事特別ノ必要アリト認ムル

トキハ會則ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規

定ニ依ル理事又ハ監事ノ外一人ヲ限り總會ノ承認ヲ得テ理事又ハ監事ヲ選任

スルコトヲ得」トシ、「又ハ監事」ガ入

リマス、「市町村農業會ノ監事ハ總會ニ於テ之ヲ審査ス」、條項ヲ割余致シ

マス

二十九條ノ二項ハ「前條第三項ノ場

合ニ於テ理事及監事ハ選任ニ付給會ノ承認ヲ得ザルトキハ當該理事及監事ハ

其ノ職ヲ失フ」ト「藍事」ガ入りマス、

大ニ「道府縣農業會ノ理事及監事ハ任期中ト雖モ總會ニ於テ解任スルコトヲ得」ト入リマシテ、「監事ハ任期中ト雖モ總會ニ於テ解任スルコトヲ得」云々ノ條項ヲ削除致シマス、以上修正案ノ條項並ニ修正意見ヲ述べタ次第アリマス
尙ホ水産業ノ團體法ニ付キマシテそ同様ノ意見ヲ持ツノアリマスケレドモ、水産業ハ農業自體ヨリモ非常ニ複雜ナリマスノデ、是ハ根本的ニモツトは正ノ必製ヲ認メマスノデ、之ニ對シマシテハ希望決議ガ眞誠懇太郎君ヨリ提出サレルト存ジマスノデ、其ノ附帶決議ニ賛成ヲ表シタイト思ヒマス、眞誠懇太郎君ガ御見エニナツテ居リマセヌガ、水産業團體法ニ付キマシテモ満足致シ兼ネルノアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ附帶決議ヲ以て承認致シタイト思ヒマス、以上討論ト致シマス
○北(勝)委員 私ハ政府提出ノ原案ニ賛成ヲスルモノアリマス、今川侯君カラ修正意見ガ出て居リマシテ、目的ノ内容ヲ變ヘルト云フコトデアリマスガ、昨日大臣ハ、此ノ農業團體法ハ非常ニ時間ガナクテ、急ニ排ヒ上ゲタノリマヌカ、水産業團體法ニ付キマシテアル、サウ云フヤウナ關係デ、成ベテモ満足致シ根本的ニ協同組合ノ趣旨ハ、内容ヲ變ヘルト云フヤウナ一部分ノコトヲヤルコトハ、却テ工合ガ惡イ、斯ウ云フ工合ニ考ヘマス、更ニ會員ノ中カラ地主ヲアリマスカラ、此ノ際幹ニ目的ヲ改メルト云フ御說アリマスガ、私ハ之ニ反對ラスルモノアリマス、敢テ私ハ地主ノ肩ヲ持ツト云フ譯ハアリマスベヌガ、百姓ダシテ人間メト云フ言葉

ガアルノデアリマシテ、地主ダツテ人間ナンデアリマス、即チ農村ニ於テハ第一自己ノ尊嚴ヲ主張スルト共ニ、他行キ方デナクチヤナラヌ、地主ガカラト云フヤウナ偏狹ナ行キ方ヂハ、農村ハ圓滿ニ行タモノデハナイ、斯ウ云フ工合ニ考ヘルノデアリマシテ、地主ト云フ名稱ヲ除クト云フヤウナコトハ、是ハ私ハ賛成シ兼ネルノデアリマス更ニ選舉ノ問題デアリマスガ、監事ヲ選舉制度ニスルト云フコトデアリマシテ、一應公平ナ御議論ノヤウニ開エマスガ、實際問題トシマシテハ、選舉デ行クト云フコトニナリマスト、先ヅ理事ノ選舉ガ済ンデカラ、續イテ其ノ人ガ就任スルト云フコトガ決マツテ、或ル日數ノ後ニ今度又改メテ監事ノ選舉ヲヤラナケレバナラヌト云フコトニナルノデアリマシテ、ソレデハ農村ハ選舉々々デ日ヲ暮スコトニナルノデアリマス、サウ云フヤウナコトデアリマスカラ、實際のニ考ヘテ見マスト、理事ハ選舉デ行タノハ當然デアリマスマス、勿論總會ニ於テ選任スル場合ニガ、監事ハヤハリ總會デ選任スルト云フコトガ適當デアルト考ヘルノデアリマス、勿論總會ニ於テ選任スル場合ニ於キマシテモ、所謂會員外ノ者ト雖モ、監事ニ充テルコトガ出來ルト云フ種類ガアリマスガ、是ハ私ハ已ムヲ得ザル場合ニ起ル問題デアツテ、通常ソシナコトハ起り得ナイ、斯ウ云フ工合ニ考ヘマス、例ヘバ其ノ村ニ一人ノ計理士ガ居ル、此ノ人ハ會員ナヘナイガ、複雜デ面倒ナ計算其ノ他ノコトニ付テ、其ノ計理士ヲ監事ニシテ徹底的ニ紙背

ニ徹ルヤウニ監査フシテ貲ブト云フコトハ、是ハ場合ニ依ツチハ必要ガアルカモ知ラヌ、サウ云フナコトヲ考ヘルト、サウ云フ適材ガアレバ會員外ト雖モ監事ニ選任スルコトガ出来ルト云フヤウナ便法ヲ開イテ置クコトハ、是ハ何モ差支ヘナイコトデアル、併シ原則トシテハ議會デヤリマス以上、會員ノ中カラ出ルコトハ當然ナコトアル、斯ワ考ヘルノデアリマシテ、私ハ遺憾ナガラ川俣君ノ修正案ニハ賛成スルコトガ出來ナインデアリマス、隨テ政府提出ノ原案ニ賛成スルモノデアリマス

ズル所ニ依ツテ負ヒ切レザルモノアリ。ス、今後國家再建ノ爲ニハ、飽クマデ政府ハ各農業團體等ニ十分ナル信賴ヲシテ、各農業團體等が自主的ニ國家ニ奉仕スル意味ニ於テ諸般ノ討議ヲ樹テ、ヲ取入レテ政府ガ其ノ長所ヲ生カシ、短所ヲ補ウテ指導説教スルコトニ依ツテ、ノミ、本當ニ責任感勢、血脈ガリノアリ。政府ガ出來ルモノアアルト信ズルモノ、デゴザイマス、斯ワ云フ見地ニ立チマシテ、地方ノ郡支部ト云フモノヲ見マスガ、地方事務所単位ニナツテ居リマスガ、スル時ニ、從來ハ私共ノ考ヘトシテ、ハ、郡支部ト云フモノガ、今日大陸地方事務所単位ニナツテ居リマスガ、地方事務所単位ニナツテ居ルコトサヘモ、是ハ官僚的ナ現ハレデアル、農業會ノ支部ト云フガ如キモノハ、多年ノ歴史ノアル都単位ニナツテ居リマスガ、ラスト考ヘテ居ルモノアリマス、地方事務所ノ設置ニ伴ウチ、從來ノ親ミシテ、是等ノコトサヘモ決シテ農民ノ鄉土愛ヲ發揮スルニハ良い制度デナイト考ヘテ居リマス、況ヤ今日此ノ第三十九條ヲ削除スルコトニ依ツテ、府縣農業會ハ業務遂行上ノ事務的ノ都合ニ依テ、概ニ地方事務所単位ニ變ヘテ設レテ、概ニ地方事務所単位ニ變ヘテ設置ヲ見テ居ルヤウナ都合デゴザイマシテ、是等ノコトサヘモ決シテ農民ノ鄉土愛ヲ發揮スルニハ良い制度デナイト考ヘテ居リマス、況ヤ今日此ノ第三十九條ヲ削除スルコトニ依ツテ、府縣農業會ノ職員ガ地方ノ支部ニ行ツテ支特色ヲ十分ニ活カシ、都ノ指導ニ責任感スル所ニ依ツテ負ヒ切レザルモノアリ。ス、今後國家再建ノ爲ニハ、飽クマデ政府ハ各農業團體等ニ十分ナル信賴ヲシテ、各農業團體等が自主的ニ國家ニ奉

マス、全ク事務的ナコトニ終ルモノト
考ヘマス、斯ウ云フ見地ニ立チマシ
テ、私ハ第三十八條ハ舊法ノ通り存庫
スル、而シテ其ノ條父ハ第一項ノ「道
府縣農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ郡
ノ區域（北海道ニ在リテハ、北海道廳
支廳長ノ管轄區域トス）若ハ之ニ準ズ
ベキ區域又ハ主務大臣ノ指定スル市ノ
區域ニ支部ヲ設置スルコトヲ得」此ノ
第一項ヲ其ノ儘トシ「支部長ハ理事ヲ
支部設置區域内町村農業會長ノ選舉
ニヨリテ之ヲ定メ支部ノ事務ヲ掌理
ス」斯様ニ字句ヲ改メテ第三十八條ヲ
存置致シタイト思フノデゴザイマス、
斯クノ如クシテ郡ニ對スル責任ヲ有ス
ル所ノ支部長ガ、支部ノ指導並ニ業務
ノ運營萬般ノ全責任ヲ負ヒ、而シテ地
方事務所ノ如キモノハ行政整理ノ關係
上如何相成ルカ分リマセヌガ、現在地
方事務所ガアリマスル以上ハ、是等地
方事務所長ノ勤モスレバ横暴、官僚的
ノ指導統制ヲ排斥致シマシテ、表裏一
體ノ關係ニ於テ其ノ過チヲ是正スル爲
ト云フコトガ、絕對必要條件デアルト
私ハ信ブルノデゴザイマス、斯クノ如
キ意味合ヲ以チマシテ、私ハ第三十八
條ノ規定ヲ只今私ノ申上ダタ如ク修正
致シ之ヲ存置スルト云フコトニ依ツ
テ、其ノ他ノ案ハ全部原案ニ贊成致シ
タイト考ヘルノデゴザイマス
○川崎委員長 次ニ岡田啓治郎君

案中ノ第三十八條ガ削除サレタ、即モ
居リマスル點ニ付キマシテハ、本委員
會ニ於キマシテモ論議ガ重ネラレタ、
デアリマス、郡ノ支部ハ實質的ニ必
デアルト云フ點ガ強調サレテ居ツタ、
デアリマスルガ、此、支部設置ノ問題
方デハ全クナイ、寧ロ現狀ニ於テハ、
ニ關シマシテハ、政府當局ノ答辯ニ依
リテ、第三十八條ノ規定ヲ削除シタ
旨ハ、支部ノ設置ガ不必要トル考
察デハ全クナニ、寧ロ現狀ニ於テハ、
又將來ニ於テモ其ノ設置ハ必要デアリ
ト云フコトヲ痛感致シテ居ルノアマ
ガ、唯現在ノ法律規定上、建前カラ現行
法デハ支部ニ付テハ、地區ノ制限ガ無
ケラレテ居ル、又更ニ支部長ハ理事会
ナケレバナラヌト云フ制限モアル、且
等ノ法律上ノ制限ヲ撤廢シテ、寧ロ
則ノ定ムル所ニ依シテ自主的ニ、自由
ニ積極的ニ之ヲ設置シテ貰ヒタイト
ヲ考ヘデアル、斯ワ云ツタ趙旨デ政府
トシテハ支部ノ設置ノ非常ニ必要デア
ルト云フコトヲ痛感致シテ居ルノアマ
ガ、是非是ハ設置ヲ見ルコトヲ要望
スルト云フ趙旨ノ答辯ガアツタノアリマ
ス、私ハ此ノ政府ノ答辯ヲ率直ニ承
認レマシテ正ニ、左様デナケレバナシ
スト存ズルノアリマスルカラ、此ニ
意味ニ于キマシテ原案ヲ認メタ、甚
様ニ存ズルノアリマス

○川崎委員長　是ニテ討論ハ終局致シマシテ、原案ニ賛成ヲ致シマス。但シ、是ヨリ採決ヲ致シマス、條款ニ付する事要ノ如き、未だ考査未だ致シマス。且つ、本件は前回議論の如きに於ケ川俣君から提出セラレ、諸君が御聽キニナリマシタ數箇條ニ亘る精密な修正デゴザイマス、其ノ次ハ前回出只今唐橋君が御述べニナリマシタ三十八條ノ、政府案ユハ削ツチ參リマシタアル一項目、支部長ハ云々ト云フ所ヲ諸君御聽ノ通りニ、ソレハ町会議員會長が選舉ヲスルト云フヤウニ直シテ、三十八條ヲ復活スルト云フ修正デゴザイマス。

○川崎委員長　起立少數、一次ニ唐橋君ノ修正、即チ三十八條大部分復活ニ對シテ御賛成ノ方ノ御起立ヲ願ヒマス。

〔賛成者起立〕

○川崎委員長　起立少數、一次ニ今ノ岡田君ノ述ベマシタヤウナコトヲ内容、質質、條件ト致シマシテ、原案ヲ賛成スルト云フ方ノ御起立ヲ願ヒマス。

〔賛成者起立〕

○川崎委員長　起立多數、是デ本案ハ成立致シマシタ原案ノ通り可決致サセス、連日ニ瓦リ委員諸公及ビ政府ノ該君モ、御勉強下サタテ済ニ有難ウゴゼイマシタ、本日ハ是ニテ敵會致シマス。

中華人民共和國農業部

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和二十一年一月三十日印刷

昭和二十一年一月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局